

2. 船舶保安システム規則及び同実施要領の制定並びに鋼船規則A編、強化プラスチック船規則、高速船規則及び登録規則における改正点の解説 (ISPSコードに基づく日本籍船舶の保安システム)

1. はじめに

2004年6月8日付 規則第28号及び達第24号(日本籍船舶用)により、船舶保安システム規則及び同実施要領が制定された。またこれに関連して、同日付規則第27及び29号(日本籍船舶用)により、鋼船規則A編、強化プラスチック船規則、高速船規則及び登録規則の一部が改正された。以下にその内容について解説する。

2. 制定及び改正の背景

2002年12月に開催されたIMO SOLAS締約政府会議において、SOLAS条約XI-2章「海上の保安を高めるための特別措置」及びISPSコード「船舶と港湾施設の保安のための国際コード」が採択された。この目的は国際的なテロ対策の一環としての海事保安の強化であり、2004年7月1日以降、国際航海に従事する全ての旅客船及び総トン数500トン以上の貨物船並びに移動式海底資源掘削船に対して、同条約及びコードに適合することを確認するための審査が要求され、国際船舶保安証書の所持が義務づけられた。

これを受け、外国籍船舶については、船舶国政府から与えられる代行権限に基づき2003年7月から関連規則を整備し審査を開始していた。この度、日本籍船舶についても、本会は国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律及び同施行規則(以下、国内法という。)に基づいて旅客船を除く船舶について審査を行うことのできる認定保安団体として日本国政府より登録を受けたことから、2004年7月1日に向けて審査を開始すべく、関連規則の整備を行った。

3. 制定及び改正の内容

3.1 鋼船規則A編、強化プラスチック船規則、高速船規則(改正)

鋼船、強化プラスチック船、高速船に関する船舶保安システムの審査については、別途定める船舶保安システム規則に従い行うことを、それぞれの規則における適用の項1.1.1-1.に示した。

3.2 登録規則(改正)

本会に船級登録を行う日本籍船舶に対しては、船舶保安システム規則に基づく審査(以下、ISPS審査という。)が必須要件となることを2.1.1-1.(4)に示した。すなわち、NK船

級を取得しようとする日本籍船舶については、ISPS審査は船級の登録の一部として実施されることになり、船級の登録とは切り離してISPS審査の受験が可能な外国籍船舶の取り扱いとは異なる。また、日本籍船舶のうち旅客船、漁船並びに国が所有し又は運航する船舶であって非商業目的のみに使用される船舶(例えば、科学調査船等)については、ISPS審査の対象から除外されていることを2.1.1-4.に示した。

3.3 船舶保安システム規則及び同実施要領(制定)

本規則及び実施要領は、船舶が日本国政府から船舶保安証書の発給を受けるために必要な船舶保安システムの審査及び登録に関する要件を定めたものであり、次の4章及び附属書から構成される。ここで、日本国籍船舶については、審査及び手続きの面で外国籍船舶に対する要件(2003年7月31日付示達Rule No.23及びNotice No.33並びに日本海事協会誌No.263の解説参照)とは異なる取り扱いがあることに注意を要する。例えば、日本籍船舶に対する船舶保安証書の発給は、本会ではなく国が行う。なお、詳細については、本会の安全管理システム部が発行する「船舶保安システム-審査の案内-(日本籍船舶用)」を参照されたい。

1章 総則

1.1 一般

1.1.1 適用

本規則は、本会に船級登録を行う日本籍船舶(旅客船、500GT未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶を除く。)に適用される旨を記載した。

1.1.2 同等効力

代替保安協定に基づき運航される船舶については、ISPSコードA部19.3.6を参考にして規定の一部を軽減できると及び日本国政府が承認した船舶保安規定(以下SSPという。)については、本会が承認したものと同等と取り扱えるよう実施要領に記載した。

1.1.3 用語

ここでは保安要件に関連するSOLAS条約XI-2章及びISPSコードA部及びB部から必要と思われる用語を抽出し、できる限り国内法において使用される用語と整合させた。例えば、外国籍船舶用の規則の翻訳版に用いられていた「船舶保安計画」、「船舶保安職員」、「会社保安職員」という用語はそれぞれ「船舶保安規程」、「船舶保安管理者」、「船舶保安統括者」に書き改められている。

2章 船舶保安システムの登録

2.1 船舶保安システムの登録

日本籍船舶については必ず船舶審査とSSP承認の両方を行う必要があり、それが完了した場合は船舶保安システムの登録(以下ISPS登録という。)を行う。なお、外国籍船舶の場合は、船舶審査又はSSP承認を別々に行うことが可能であり、SSP承認のみの場合、ISPS登録は行わないことが相違点となる。

2.2 ISPS登録の維持

ISPS登録を維持するために、会社はSSPを確実に履行すること、定期的な審査を受けること及びSSPの変更を無断で行ってはならないことを示した。

2.3 ISPS登録の消除

ISPS登録が消除される条件を示した。

3章 船舶保安システムの審査

3.1 審査の実施及び準備

外国籍船舶に対する要件と同じである。

3.2 審査の種類

審査の種類は初回審査、更新審査、中間審査、臨時審査及び文書改訂審査の5種類である。文書改訂審査は、承認されたSSPに変更を加えた場合に実施される文書審査のことである。なお、外国籍船舶については当該審査を項目として掲げていないが、SSPの変更時に行う臨時審査の中で対応しているため、取り扱いは同じである。

3.3 初回審査

外国籍船舶に対する文書審査及び船舶審査の内容並びにその手続き要件と同じである。なお、文書審査については、機密保持の確保を条件に、本会の国内支部又は事務所で行うことができる旨記載した。

3.4 定期的審査

外国籍船舶に対する更新審査及び中間審査の内容と同じである。

3.5 臨時審査

臨時審査として次の項目を掲げた。なお、これらの項目の審査を受ける時期が更新審査又は中間審査を受ける時期と重なる場合は、当該項目の審査を、更新審査又は中間審査の中に含めて差し支えない。

(1) 臨時船舶保安証書発行のための臨時審査

主に売船や国籍変更が行われる場合に実施するものであり、審査に先立ち、新体制の下で船舶保安評価が完了し、そのSSPが船上に備え置かれ、かつ、船上で運用が開始されていること、また、船舶保安警報装置が船上に備え置かれていること、さらに、6箇月以内に初回審査を実施する手配が完了していること等が条件とな

る旨を実施要領に示した。

(2) その他本会が必要と認める追加の臨時審査

(a)「船舶警報通報装置等の性能に影響を及ぼすおそれのある改造又は修理を行った場合に行う臨時審査」では、当該装置の設置場所及び機能の確認を本船上で行う。

(b)「SSPの改訂に伴う再承認後に行う臨時審査」は、軽微な変更以外のSSPの変更を行った場合に適用し、SSPの再承認を行った後、3箇月以内に改訂部分の運用状況を本船上で確認する。なお、軽微な変更とは、操練の実施の連絡に関する事項、船舶保安統括者及び船舶保安管理者の選任に関する事項である旨を実施要領に記載した。

(c)船舶保安システムの機能に影響を及ぼすおそれのある変更が生じた場合に行う臨時審査」とは、例えば、船舶の保安に係るSOLAS又はコードの要件が改正された場合に行う審査が該当する。

(d)「その他の臨時審査」とは、例えば、船名等の要目に変更となった場合や指定事項を解消する場合は該当する。前者の場合は、日本国政府が発行した船舶保安証書が書き換えられていることを船上で確認し、後者の場合は、指定事項に関連する部分の是正処置が指定された期日までに完了していることを確認する。

3.6 文書改訂審査

承認されたSSPに変更を加えた場合は原則として文書審査を実施する必要があることを示した。なお、審査が必要ない軽微な変更については、その内容を書面にて本会に届け出る必要がある。

4章 雑則

ここでは、本会が本規則に従って船舶保安システムの審査登録業務を実施する上での約款に相当するものを記載してある。

附属書 本会の必要と認める船舶保安要件

船舶保安システムを審査する上で必要となる実質的な要件を、SOLAS第XI-2章第4、5、6及び8規則、ISPSコードA部5から13並びにB部8から10及び13に関連する要件のうち港湾及び政府に係る要件を除いたものに基づき、国内法の用語と整合させた上で定めた。ここで要求される船舶警報通報装置の技術要件、船舶保安記録簿の記載内容、操練の頻度及び船舶保安管理者の資格要件等については、国内法の要件をそのまま取り入れている。